

○議長（茅沼隆文）

それでは、日程第8 認定第1号 決算認定について（一般会計）から、日程第14 認定第7号 決算認定について（水道事業会計）まで、及び日程第15 議案第53号 平成26年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての合計8議題を開成町議会会議規則第36条に基づき、一括議題といたします。

最初に平成26年度決算に係る会計年度中の主要な施策の成果及び予算執行状況報告を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

平成26年度決算に係る会計年度中の主要な施策の成果及び予算執行状況報告をしたいと思えます。

平成26年度、各会計歳入歳出予算を議会の認定に付すにあたり、地方自治法第233条第5項の規定に基づき、この会計年度中の主要な施策の成果及び予算執行状況を報告いたします。

平成27年9月4日、開成町長、府川裕一。

○議長（茅沼隆文）

決算書本書の311ページをお開きください。

町長、失礼しました。どうぞ。

○町長（府川裕一）

平成26年度一般会計の決算は、歳入総額が50億8,476万2,000円、歳出総額が48億8,609万円となり、歳入歳出差引額は1億9,867万2,000円で、翌年度への繰越額33万9,000円を差し引いた実質収支は、1億9,833万3,000円となりました。

前年度との比較では、歳入総額で1億6,788万7,000円の減となり、歳出総額は1億2,799万3,000円の減となっています。なお、今年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた単年度収支に財政調整基金の取りくずし額等を加えた実質単年度収支は、1億9,313万6,000円の赤字となりました。

主な歳入項目では、町民税が11億252万9,000円、前年度比0.7%の増で、景気のゆるやかな回復に伴い法人町民税が増収となりましたが、一方で個人町民税が減収となりました。固定資産税は13億7,673万3,000円、前年度比0.2%の増となりました。町税全体では26億2,277万1,000円、前年度比0.9%の増となりました。

その他の収入項目では、配当割交付金が1,904万2,000円、前年度比89.4%の増です。また、平成26年4月1日からの地方消費税の税率改正に伴い、地方消費税交付金が1億8,618万2,000円、前年度比20.0%の増となりました。

地方交付税は、3億3,604万3,000円、前年度比3.2%増で、普通交付税の算出根拠となる基準財政需要額が人口増により伸びたことが大きな要因となっ

ております。

国庫支出金は、5億933万5,000円、前年度比20.8%の減、これは前年度の地域の元氣臨時交付金が皆減となったことなどによるものです。県支出金は、3億4,022万8,000円、前年度比7.3%の増となっています。その他、繰入金は2億27万9,000円、前年度比32.0%の増で、主な要因としては、財政調整基金を取りくずしたことによるものです。

歳出決算額の主な増減内容を見ますと、性質別では人件費が9億9,398万3,000円、前年度比10.2%の増となりました。これは退職者が集中したことによる退職手当組合の特別負担金が多く増えたことなどによるものです。投資的経費は、3億8,023万9,000円、前年度比44.8%の減となりました。これは、中家村公園及び松ノ木河原公園の整備が完了したこと、並びに南部地区土地区画整理事業に対する補助金が減となったことによるものです。

物件費は、7億3,875万2,000円、前年度比8.0%の増で、庁舎整備基本構想・基本計画策定業務委託料をはじめとする各種委託業務が増加したものである。

扶助費は、9億5,776万円、前年度比6.3%の増で、子育て世帯臨時特例給付金等の増によるものです。

以上のように平成26年度は、景気の回復が町内法人に対し若干の好影響を与えているものの、個人所得の増までには結びつかず、町税等の自主財源が伸び悩む中、計画的な投資的事業を継続するために、町民センター整備事業債などの事業債を活用することにより歳入を確保し、適正な執行に努めた結果、町民生活に関わる課題に対応し、的確なサービスを提供しながら、将来を見据えた大規模事業も停滞させることなく執行することができました。

特別会計では、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、給食事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の5つの会計の歳入決算総額は、34億5,860万5,000円となり、前年度比3.4%の増となりました。

歳出決算総額は32億7,977万1,000円となり、前年度比2.2%の増となっています。個別には、国民健康保険特別会計が15億4,775万4,000円、前年度比3.3%の減、これは被保険者数の減などによるものです。

下水道事業特別会計は、5億9,477万2,000円、前年度比3.8%の増で、前年度繰越事業の河原町榎本幹線枝線及び牛島幹線の工事の増によるものです。

介護保険事業特別会計は、8億9,754万6,000円、前年度比10.9%の増で、被保険者数の増などによるものです。

後期高齢者医療事業特別会計は、1億5,175万3,000円、前年度比7.0%の増で、これは、被保険者数の増によるものです。

一般会計にこれらの特別会計と企業会計である水道事業会計を加えた決算額の合計は、歳入決算総額88億3,386万2,000円で、前年度比2,813万6,000円、0.3%の減、歳出決算総額は85億2,153万円で、前年度比6,5

91万円、0.8%の減となりました。

なお、一般会計における主要な財政運営指標では、経常収支比率が86.0%と前年度より0.7ポイント上がりました。これは、介護保険事業特別会計や後期高齢者医療事業特別会計への繰出金が増額になったことが主な要因です。健全化判断比率関連の指標では、実質公債費比率は0.1ポイント上がって11.3%、将来負担比率は10.8ポイント下がって76.1%となっております。

それでは、第五次開成町総合計画の8つの政策に沿って、平成26年度決算の概要を報告します。

〔町民主体の自治と協働を進めるまち〕

日本一元気な町をめざし、町民、事業者、行政等が一体となったまちづくり・人づくりを進めていくため、「開成町協働推進計画」を策定し、協働のまちづくりを推進しました。

地域の自治活動の発展を図るため、自治会交付金による財政支援や人材育成のための地域リーダー研修会を開催いたしました。

上延沢自治会館の屋根改修工事など、計画的に地域活動の拠点となる地域集会施設の整備をいたしました。

更なる自治会加入促進及び地域力の強化に繋げるため、開成町自治会長連絡協議会、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会小田原支部、開成町の三者間で、自治会加入促進に関する協定を締結しました。

〔未来を担う子どもたちを育むまち〕

次代の社会を担う子どもたちを、安心して生み育てることができる環境づくりとして、健康教育、健康診査、保健指導、家庭訪問等、妊娠中から乳幼児期までの一貫した母子保健サービスを提供しました。また、子育てに関する不安や悩みを解消できるように講習等を実施し、子育て親子の交流や情報交換の場を提供しました。

少子化対策の充実を図るため、高額の治療費を要する特定不妊治療費の助成を県の助成事業に上乘せしました。

子育て支援として、子育て全般に関する専門的な支援を行う「子育て支援センター」の運営をしたほか、新規事業として、子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行う方が会員となり、会員相互の援助活動を行う、「ファミリー・サポート・センター」を開設しました。

また、「のびのび子育てルーム事業」では、新たに3歳児のみの教育の場を加え、週2回の実施に拡充し、3歳児の健やかな成長とその保護者の仲間づくりの支援をしました。

さらに、児童の放課後における生活の場の提供と安全な居場所の確保を目的に、開成南小学校においても放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を開始しました。

その他、今後、子育て支援事業の提供体制を構築していくための指針となる計画として、「開成町子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、平成27年度からの子ども・子育て施策に係る一元的な取り組みに向けて「子ども・子育て支援準備

室」を設置し対応をしました。

学校環境整備としては、開成幼稚園では、送迎バスの老朽化に伴い、幼稚園教諭のアイデアをもとに保護者がデザインをした世界に一つだけのバスを購入しました。

開成小学校では、運動場の改修に向け実施設計の業務委託を行い、文命中学校では生徒の安全確保のため、防犯カメラを設置いたしました。

〔健康を育み町民が生き生きとくらせるまち〕

日本一健康な町をめざして、本年度は特に高血圧予防として「1日1回は血圧を測ろう」をスローガンに、血圧測定の実践化を図る取り組みや、運動の普及啓発のため「プラス・テン（+10）」（日常生活活動時間を10分間増やす）運動を始めました。

また、健康に関する事業への参加のきっかけとなるように、「健康づくり d e ポイントラリー」を実施しました。

保健予防事業では、新たに疾病の早期発見や予防のために、胃がんリスク検診を実施しました。

スポーツの推進を図るため、前年度に設立した開成町総合型スポーツクラブを軸に、年齢・性別に関係なくスポーツをすることができる環境の整備を進めました。

また、新たに住民参加型スポーツイベントである「チャレンジデー」に参加し、見事金メダルを獲得いたしました。

施設整備事業としては、町民センターの外壁改修工事及び空調設備の改修工事を実施しました。

〔安全で安心して暮らせるまち〕

防災訓練では、「連携」をキーワードにモデル会場を設け防災安全専門員が講師となり、自主防災会などと協力し実践的な広域避難所開設運営訓練を実施しました。前年度に引き続き、地域社会と連携した防災教育の推進を目的として、文命中学校の生徒が自主防災会の訓練に参加しました。

携行用 A E D（自動体外式除細動器）を各自主防災会に配備し、町内の各家庭には非常用飲料水袋を配布しました。

また、災害時に指揮を執る地域の防災リーダーの育成を主体とした防災講座を開催しました。

防犯対策については、E S C O 事業による L E D 防犯灯の設置、道路反射鏡や外側線等の整備に加え開成駅の利用者が増加していることに伴い、駅前に防犯カメラを設置しました。

交通安全対策として、文命中学校で交通事故再現を取り入れた「スケアード・ストリート」の交通安全教室を開催し、中学生の交通安全意識の向上を図りました。

〔自然が豊かで環境に配慮するまち〕

前年度まで実施していた住宅用太陽光発電システム設置費助成制度や電動式生ごみ処理機購入費助成制度などを整理統合し、新たに「エコバリューセット」の補助制度を創設し、H E M S 機器等の普及促進に努めました。

また、豊富な水資源を活用した小水力発電設備（らせん式水車）を設置しました。

日本一きれいな町をめざし、清潔で美しいまちづくりのため、町民、自治会、企業などと連携し、「かいせいクリーンデー」や「環境防災フェア」を実施しました。

前年度に引き続き、月1回職員で構成する「かいせいまちクリーン隊」による公共施設のパトロールと清掃活動を行いました。

〔都市の機能と景観が調和するまち〕

平成26年3月の「足柄紫水大橋」の開通、「開成中央通り」や「開成みなみ通り」の整備など、幹線道路網が形成され、更なる地域の活性化が期待がされております。

定住人口の拡大をめざして良好な住宅地を形成するため、南部地区で進められている土地区画整理事業に対し支援しました。また、開成駅の利便性及び安全性の向上を図るとともに、開成駅周辺の良い居住環境の形成や商業の集積を図るため、駅東口ロータリー改修をはじめとする開成駅周辺整備のための設計をしました。

既存町道については、路面性状調査の結果などをもとに策定した「町道舗装維持整備計画書」に基づき、町道109号線及び町道201号線の舗装補修工事を行いました。また、住環境整備マスタープランに基づき、町道235号線の道路改良工事などを行いました。

上水道は、本管未整備部の配水管布設工事のほか、高台第二浄水場の計装盤の更新工事を行いました。

下水道では、延沢、牛島、吉田島地区の管渠の布設工事を行いました。

北部地域の重要な観光資源であるあじさい農道は、植え替えや施肥等適切に管理をしました。

〔個性豊かな産業と文化を育成するまち〕

個性豊かな町の産業を育成するために農業や商工業の活性化に取り組みました。

引き続き農業の6次産業化に取り組むとともに、農家の担い手不足の解消と質の高い農業の継続のために、「人・農地プラン」を策定しました。

そのほか、新たな開成ブランドを創造するため、開成ブランド認定審査会を開催し「開成ブランド産品」として4品目を認定しました。

北部地域の活性化を図るため、「あしがり郷拠点整備基本計画・基本設計」を策定し、あしがり郷瀬戸屋敷を中心とした交流・拠点整備に向けた取り組みを進めました。

開成あじさい祭と開成阿波おどりははじめ各種イベントにおいては、見るだけでなく、農業体験などの体験型観光も取り入れ、地元企業と連携しながら開成町に親しみをもってもらえるイベントの充実を図りました。

あじさいの植え替え等適切な管理を行い、美しい花に恵まれた開成あじさい祭では、見晴らし台の設置や魁聖関との子ども相撲など様々な工夫をこらしたイベントを開催し、18万人を超える方にご来場をいただきました。

開成阿波おどりは、オープニングパレードを引き続き行い、好評を博しました。総勢21連、1万1,000人の来場があり、大いに盛り上がりました。

〔効率的な自治体経営を進めるまち〕

魅力ある地域づくりを進めていくために、政策形成の担い手である職員の能力向上が必要となることから、政策形成や様々な行政課題に対応できるよう各種庁内研修をはじめ、市町村研修センター等に職員を派遣しました。

行政機能の充実や災害時の防災拠点機能を確保する観点から、拠点となる施設の整備が必要であり、庁舎整備のあり方について庁舎整備基本構想等策定委員会に諮問し、庁舎整備基本構想・基本計画の答申を受けました。

また、公共施設の整備に要する資金を基金に積み立てました。

以上、平成26年度実施事業のうち主なものを報告いたしました。

平成25年度は、第五次総合計画を策定し「明るい未来に向けて人と自然が輝くまち・開成」を将来都市像に掲げ、「日本一元気な町」、「日本一きれいな町」、「日本一健康な町」をまちづくりのキーワードとして新たに大きな一歩を踏み出しました。

平成26年度は、さらなる定住人口の拡大を進めるため、南部地区では土地区画整理事業を推進してまいりました。北部地区におきましても、あしがり郷瀬戸屋敷を中心とした拠点整備基本計画・基本設計に着手し、南部及び北部地区が相互に交流・連携し農業と観光を生かした活力あるふるさとづくりに努めました。

平成27年2月1日には、町制施行60周年を迎える記念式典を執り行いました。式典では町の歴史を振り返るとともに、新たなスタートの日と位置づけ、開成町の魅力を伝える「田舎モダン」というキャッチフレーズと新たなロゴマーク、ブラッシュアップした「あじさいちゃん」を初披露しました。

この「田舎モダン」のコンセプトは、都心からの距離感や風景から感じる開成町特有の程よい田舎の雰囲気を楽しむライフスタイルであり、開成町そのもののブランド化（ブランディング）をめざしたものです。

喫緊の課題である定住促進において、町の魅力をいかに町内外に効果的・効率的に発信できるかが重要であり、ブランディングの取り組みによる成果が町の発展のカギとなります。

また、協働の具体的指針として策定した協働推進計画にもあるように、町民の皆さんをまちづくりの主役として、いつも顔の見える関係をつくり、いつも誰かのために支え合い、助け合える「開成スタイル」を浸透させるとともに、今後の様々な諸課題の解決に向けて取り組んでまいります。

町議会の皆様には、今後ともご指導、ご支援をよろしくお願いいたします。

最後に、一般会計、特別会計並びに財政状況に関する資料を添付いたしましたので、これらをもって予算執行状況の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

町長の報告が終わりました。

次に移りますが、ここで暫時休憩とし、再開を16時10分といたします。また、町三役の方のご出席はここまでで結構ですので、これでご退席いただいて構いません。

午後3時56分

○議長（茅沼隆文）

再開いたします。

午後 4 時 1 0 分

○議長（茅沼隆文）

認定第 1 号 決算認定について（一般会計）の細部説明を順次担当課長に求めます。
説明は簡単をお願いいたします。

では、財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、議案を朗読いたします。

認定第 1 号 決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 6 年度開成町一般会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。

平成 2 7 年 9 月 4 日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、決算書表紙の次のページをお開きください。決算に係る手続についてご説明を申し上げます。

上段の部分は、地方自治法第 2 3 3 条第 1 項の規定により、一般会計ほか五つの特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が平成 2 7 年 7 月 1 0 日に会計管理者から町長に提出された際の書面でございます。

下段の部分は、提出された決算書類等地方自治法、第 2 3 3 条第 2 項の規定に基づいて、平成 2 7 年 7 月 1 6 日に町長が監査委員に提出し、審査を求めた際の書面でございます。

次のページをお開きください。町長から監査委員に提出された一般会計及び特別会計に関する決算書類等について、地方自治法第 2 3 3 条第 2 項及び 2 4 1 条第 5 項の規定に基づき実施された決算審査に関する意見書が諸点の指摘を含め、平成 2 7 年 8 月 6 日に監査委員から町長に提出されております。

4 ページほど先へとお進みください。平成 2 7 年 6 月 2 5 日に、地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定により、水道事業会計に係る決算書類が町長から監査委員に提出された際の書面でございます。

右のページになります。提出された水道事業会計に係る決算書類等に対して、地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定に基づき実施された決算審査に関する意見書が指摘を含め、平成 2 7 年 8 月 6 日に加算委員から町長に提出されております。

次に、ピンクの差し込みをお開きください。平成 2 6 年度開成町一般会計歳入歳出決算書、続いて、1 ページになります。

一般会計歳入歳出決算総額。

歳入、歳入予算現額 5 0 億 6, 6 6 3 万 7, 0 0 0 円、歳入決算額 5 0 億 8, 4 7 6 万 2, 0 4 9 円。歳出、歳出予算現額、5 0 億 6, 6 6 3 万 7, 0 0 0 円、歳出決算額、4 8 億 8, 6 0 8 万 9, 9 9 4 円。歳入歳出差引額、1 億 9, 8 6 7 万 2, 0 5 5 円、うち基金繰入額 0 円。

平成 2 7 年 9 月 4 日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、府川裕一。

次の2ページ、3ページをお開きください。

平成26年度一般会計歳入歳出決算書、歳入になります。

1款町税から4ページ、5ページ、20款町債まで。歳入合計、予算現額50億6,663万7,000円、調定額51億4,709万8,620円、収入済額50億8,476万2,049円、不納欠損額、551万3,042円、収入未済額5,682万3,529円。予算現額と収入済額との比較、1,812万5,049円となりました。

次のページをお開きください。歳出は1款議会費から8ページ、9ページ、13款予備費まで。歳出合計予算現額50億6,663万7,000円、支出済額48億8,608万9,994円、翌年度繰越額3,214万4,192円、不用額1億4,840万2,814円。予算現額と支出済額との比較、1億8,054万7,006円となりました。

歳入歳出差引残額は1億9,867万2,055円です。

それでは、歳入歳出事項別明細につきましては、順次ご説明を申し上げます。決算書を参照しながら歳入歳出決算事業別説明書を主体にご説明をさせていただきます。決算書は12ページ、13ページ、事業別説明書2ページ、3ページをお開きください。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、歳入でございます。町税、町民税、個人町民税でございます。こちらにつきましては、均等割額と所得割額、分離譲渡の3種類からなっております。いずれも基準日といたしましては、1月1日現在ということになってございます。

それでは、均等割でございますが、その年の1月1日現在で住民登録、または居住しているものの前年中の給与などの所得に対して課税した個人町民税の均等割でございます。7,883件分でございます。

所得割につきましては、均等割と同じく1月1日現在で居住、または住民登録しているものの、給与などの所得に対して課税した個人町民税の所得割額で、7,598件分でございます。

次に分離譲渡でございますが、こちらにつきましては、前年に土地建物、株式などの資産の譲渡により生じた所得に対して課税した個人町民税でございます。長期譲渡36件、税率は課税標準の3%、株式等におきましては66件で、税率は1.8%となっております。

なお、滞納繰越分につきましては、いずれにそれぞれの税目の中で、全て前年以前の未納額に対する滞納繰越分となっております。個人町民税につきましては、徴収率38.8%でございます。

次に法人町民税でございます。均等割額といたしましては、町内に事業所や事務所がある法人の従業員数、資本金等により課税した法人町民税の均等割となっております。区分が9区分、前年に対しまして10社の減少となっております。合計で316社、4,241万9,900円の税額でございました。

次に、法人税割でございます。町内に、事務所や事業所がある法人の法人税額に基づき課税した法人町民税の額となっております。

こちらにつきましては、資本金の額等によりまして3段階に分かれてございますけれども、合計で129社、7,032万4,200円でございます。

次に、滞納繰越分でございますが、徴収率2.5%となっております。

次に、固定資産税になります。固定資産税につきましては、土地、家屋、償却資産、配分という四つの区分に分かれてございます。固定資産税の現年分でございます。

固定資産税につきましても、1月1日現在の状況により課税するということになってございます。土地でございますが、1月1日現在の現況地目により算定した課税標準に税率の1.4%を乗じて得た固定資産税でございます。1万5,123筆で、397万2,000平米でございます。このうち住宅用地の軽減、特例がございまして、小規模住宅用地につきましては、200平米分までを6分の1課税するというものでございます。5,851筆でございます。そのほかにつきましては、200平米を超えるものについて、3分の1課税ということで、2,920筆の該当がございました。

次に、家屋でございますが、こちらにつきましても、1月1日現在に所在します家屋に対しまして、1.4%の税率を掛けて課税したものでございます。5,942棟分でございます。

次に、償却資産でございますが、こちらにつきましては、1月1日現在で工場、事業所が所在する土地家屋の有形固定資産以外のもの、機械、あるいは構築物等の償却資産になりますけれども、こちらに対して課税した税金でございます。税率1.4%で、164事業所分でございます。

次に、配分でございますが、こちらにつきましては、県をまたいだり、あるいは市町村をまたいで、償却資産を所有している会社さんに対しまして課税されるもので、地方税法第389条の規定により、課税されるものでございます。

こちらにつきましては、県内の市町村をまたいで所有される償却資産につきましては、県知事の配分、また、県をまたいで所有する償却資産につきましては、総務大臣配分ということになってございます。県知事配分では、小田原瓦斯及びJCN小田原が該当になってございます。また、総務大臣配分につきましては、小田急電鉄、東京電力、東日本電信電話株式会社、NTTコミュニケーション株式会社、東京ガス株式会社、KDDI株式会社となっております。

滞納繰越分につきましては、徴収率が24%でございました。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございます。こちらにつきましては、国有資産等所在市町村交付金法第2条に規定する資産に対し、その年の前年、3月31日を基準日として、その資産が所在する市町村に対して交付された交付金でございます。国有資産といたしましては、土地が2筆で、県有資産といたしましては、償却資産が1件でございます。

1ページおめぐりください。次に、軽自動車税でございます。軽自動車税につきましては、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、小型二輪車の4区分からなっ

てございます。

軽自動車につきましては、その年の4月1日現在で所有されている軽自動車の車両に対して税金が課されるものとなっております。

原動機付自転車につきましては、排気量が50ccから125ccまで、また、三輪以上のものであれば、排気量が20ccを超え、または定格出力が0.25キロワットを超えるもの、大変申しわけございません、0.25キロワットを超えるものと訂正をお願いしたいと思います。

こちらの原動機付自転車、合計で1,055件、118万6,100円の合計税額でございます。

次に、軽自動車でございますが、こちらにつきましては、軽二輪250cc以下のもの、軽三輪車、四輪以上のうち、営業用のもの、自家用のもの、また、貨物車といったしまして、営業用、自家用のもの、それぞれ、こちらの記載のような形で課税をしております。合計で3,740件、2,318万2,200円の合計税額でございます。次に、小型特殊自動車でございますが、こちらにつきましては、農協作業用のもの、これはトラクター等になりますが、それとそのほかの小型特殊自動車、これは主にフォークリフト等になりますけれども、この二つで構成されてございます。140件で、27万3,600円でございます。

次に、小型二輪車でございますが、こちらにつきましては、250cc以上の二輪車になってございます。年税額4,000円でございます。209件、83万6,000円でございます。滞納繰越分につきましては、徴収率36.9%となっております。

次に、町たばこ税でございます。こちらにつきましては、町内で消費されましたたばこに対して課税した町たばこ税でございます。税率は1,000本当たりということになりますが、旧三級品以上が5,262円、旧三級品につきましては、2,495円となっております。合計で1億1,770万2,129円の税額でございます。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、2款地方譲与税、地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、1節地方揮発油譲与税、こちらは国税として徴収をされます揮発油税の100分の42を市町村の道路延長、面積に応じて交付されるものでございます。

失礼しました。決算書は14ページに移っております。

続きまして、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、1節自動車重量譲与税、こちらは国税として徴収されます自動車重量税の3分の1が地方に交付されるという規定でございますけれども、平成22年度からは暫定税率の2分の1を軽減する措置がとられておりますので、地方に負担がかからないよう、自動車重量税の1,000分の407が交付をされております。市町村の道路延長、面積に応じて交付されているものでございます。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

続きまして、利子割交付金でございます。預金利子に課税される県民税の一部が、県民税の割合に応じて町に交付される交付金でございます。

15%が国税、58%が県民税、それから、県収納額の100分の99に5分の3を県民税の額で案分して、町へ交付されるものでございます。436万3,000円でございます。次に、配当割交付金でございます。上場株式などの配当に係る税金の一部を財源として、県から町へ交付される交付金で、県収納額の100分の99に5分の3を乗じた額を県民税の額で案分して、町へ交付されるものでございます。1,904万2,000円でございます。

次に、株式譲渡所得割交付金でございます。こちらにつきましては、株式などの譲渡による所得に係る税金の一部を財源として、県から町へ交付される交付金でございます。県収納額の100分の99に5分の3を乗じた額を県民税の額で案分して、町へ交付されるもので、1,194万4,000円でございます。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金です。消費税8%のうち、1.7%は、地方消費税として都道府県が収納しております。そのうちの2分の1が、人口と従業員数の割合で市町村に交付をされております。前年度比では、3,101万1,000円の増となっております。

なお、そのうち2,965万6,000円分につきましては、社会保障財源化分として交付をされておりますので、社会保障4経費等に需要したものでございます。

続いて、7款1項自動車取得税交付金、こちらは都道府県が自動車の取得に対し、課する税でございます。県収納額の66.5%が市町村の道路延長、面積に応じて交付されるものでございます。

続きまして、説明資料は6ページ、決算書は16ページに移ります。8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、説明は、減収補てん（住宅ローン減税分）特例交付金でございます。こちらは平成20年度から所得税から控除し切れない、住宅ローン控除分を住民税から控除する措置がとられておまして、その住民税の減収分を補てんするために交付されるものでございます。

続いて、9款、1項地方交付税、説明欄1、特別交付税、交付税総額の6%が特別交付税として交付をされております。普通交付税で措置されない個別、緊急の財政需要に対する財源不足額に見合いの額として算定され、交付をされているものでございます。前年度比では、マイナス632万6,000円となりました。

説明欄2、普通交付税。地方交付税は、本来、地方の税収とすべきでありますけれども、団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の水準を維持し得るように財源を保障するという見地から、国税として国がかかわって徴収し、一定の基準によって、再配分するシステムとなっております。こちら普通交付税は94%占めております。前年度に比べまして1,667万円の増となっております。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

次に、交通安全対策特別交付金です。交通反則金を原資として、道路交通安全施設

整備の経費として交付されます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

次に、11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金の関係で、児童措置費保護者負担金、現年度分でございます。こちらについては、保育所保育料の保護者負担分の現年度分でございます。徴収率は98.54%でございます。

続いて、児童措置費保護者負担金滞納繰越分でございます。同様に保育所、保育料の保護者負担分の滞納繰越分という形でなっております。

続きまして、放課後児童利用保護者負担金でございます。こちらについては、放課後児童の利用料、学童でございますが、こちらの保護者負担金の現年度分でございます。

続きましては、放課後児童利用保護者負担金滞納繰越分でございます。こちらも同様でございますが、放課後児童利用料の滞納繰越分という形になっております。

○環境防災課長（秋谷 勉）

続きまして、2目衛生費負担金でございます。生ごみ処理機設置費負担金になります。開成町生ごみ処理機設置推進事業に係る設置者の負担金でございます。ペランダ de キエーロ、6,000円が2件ございました。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、3目教育費負担金、幼稚園費負担金の中ののびのび子育てルーム事業利用保護者負担金でございます。こちらについては、平成26年度から内容を拡充しまして行っているのびのび子育てルーム事業の関係でございますが、幼稚園就園前の3歳児の健やかな成長と保護者の仲間づくり等を目的に実施しているものでございまして、一人につき月額2,000円という形で徴収しております。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、決算書では18ページ、19ページに移っております。

12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料でございます。初めに町民センター使用料でございます。こちらにつきましては、各種団体等が利用いたしました、教室、会議等の使用料ということになってございまして、26年度については、2,932件の使用がございました。

○財務課長（田中栄之）

二つ飛びまして、備考欄4、自動販売機設置料、開成町行政財産の目的外使用に係る使用料条例による役場庁舎と町民センターに設置されました自動販売機8台分の設置料でございます。なお、前年よりも1台減となったことによりまして、マイナス4万4,800円となっております。

二つ飛ばしまして、備考欄7、電柱等設置料、こちら開成町行政財産の目的外使用に係る使用料条例に基づきまして、町有地に設置されている電柱等の設置料になってございます。

○産業振興課長（井上 新）

一つ飛びまして、商工使用料、瀬戸屋敷使用料でございます。こちらは瀬戸屋敷の

主屋と土蔵ほかの施設使用料でございます。

続きまして、瀬戸屋敷駐車場使用料、こちらはあじさい祭期間中の瀬戸屋敷の駐車場の使用料でございます。592台分でございます。

○財務課長（田中栄之）

一つ飛びまして、説明資料は8ページに移ります。4目土木使用料、1節住宅使用料、一つ目、町営住宅使用料現年度分です。こちらは四ツ角団地4世帯、円通寺団地16世帯、河原町団地24世帯の計44世帯分の住宅使用料となっております。

続いて二つ目、町営住宅使用料滞納繰越分、こちらは前年度までに未納となっております住宅使用料でございます。前年度滞納繰越額46万5,760円でしたが、今年度末におきましては、26万1,000円となっております。

○街づくり推進課長（山口一夫）

続きまして、土木管理使用料、道路及び水路占用料でございます。道路占用料徴収条例、水路及び認定外道路に関する条例に基づく占用料でございます。道路占用18件、171万2,890円、水路占用176件、29万1,880円でございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、四つ飛びまして、幼稚園使用料の関係でございます。幼稚園保育料現年度分でございます。開成幼稚園の保育料収入ということで、月額5,500円という形になってございます。

続きましては、預かり保育料でございます。こちらは開成幼稚園で実施する預かり保育料の収入ということでございまして、平成26年度から新規で始めた事業でございます。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

続きまして、4節保健体育使用料、備考欄1、夜間照明使用料になります。収入済額34万5,600円です。こちらにつきましては、文命中学校グラウンド、及びテニスコート、開成南小学校グラウンド、計114回の夜間照明使用料となっております。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

三つ飛ばしまして、手数料でございます。総務手数料の徴税手数料、諸証明手数料でございます。こちらにつきましては、町手数料徴収条例の規定により発行した税等の諸証明手数料でございます。4,079件でございました。

次に、督促手数料でございます。各種税の納期内納付がなかった方に対して発行した督促状の手数料となっております。3,397件でございました。

次に、戸籍住民手数料でございます。その中の戸籍手数料でございますが、戸籍、除籍、改製原簿・抄本の発行手数料でございます。3,051件でございました。

次に、住民基本台帳手数料でございますが、こちらにつきましては、住民票等の写し等になってございます。住民票等の写しが、8,284件、そのほかに住基カードの交付手数料といたしまして、62件の該当がございました。

○環境防災課長（秋谷 勉）

2目衛生手数料でございます。保健衛生手数料、まず、し尿処理手数料現年度分でございます。くみとり世帯及び工事現場等の仮設トイレのくみとり手数料でございます。徴収率が99.7%。

続きまして、滞納繰越分です。こちらは徴収率49%ということで、現年度分、滞納繰越分を合わせまして、年度末には2万3,158円の未収額となっております。

続きまして、粗大ごみ収集手数料でございます。粗大ごみの収集の手数料でございます。受付件数、延べ1,199件ということで、前年度より168件減っております。金額も前年度対比28万1,475円減っております。

続きまして、犬の登録手数料です。新規登録・再発行の鑑札及び狂犬病予防注射登録済証の発行手数料ということです。こちら前年度比、最終的には、14万1,700円の減となっております。

○街づくり推進課長（山口一夫）

続きまして、ページをめくっていただきまして、説明資料10ページでございます。あと決算書のページをめくっていただきまして、20、21ページでございます。

土木手数料、路面復旧事務手数料でございます。開成町道路占用等規則に基づく占用又は掘削に伴う路面復旧事務手数料41件でございます。

次に、屋外広告物許可申請手数料でございます。神奈川県屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可申請手数料でございます。41件でございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、教育手数料、幼稚園手数料の関係でございます。幼稚園入園料でございます。こちらが開成幼稚園の入園料になってございます。一人につき3,000円という形でございます。なお、平成26年度の入園児については、平成25年度収入という形で収入済みでありまして、平成27年度入園児については、27年度収入とするということで、ちょっと調整の仕方を変えてございますので、平成26年度中の決算といたしましては、途中入園の入園児4名分という形になってございます。

○保険健康課長（亀井知之）

13款国庫支出金になります。1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、国民健康保険保健基盤安定制度国庫負担金でございます。こちらは低所得者に係る国民健康保険税を減額したうちの保険者支援分の国の負担分2分の1となります。

○福祉課長（小宮好徳）

続きまして、2節障害者介護給付費等負担金でございます。障害者自立支援給付費負担金、こちらは施設・居宅サービスを受ける方への介護給付、訓練等給付等ございまして、国庫負担金補助率2分の1でございます。

続きまして、障害者自立支援医療費負担金、こちらは更生医療分でございます。補助率も2分の1でございます。障害者自立支援医療費負担金ということで、こちらは育成医療というものでございます。育成医療に負担する国庫負担金、補助率2分の1でございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、児童福祉費負担金、児童措置費負担金でございます。こちらは保育所入所児童委託費に対する負担金でございます。国庫負担率については、保育所運営費負担金基準額の2分の1となっております。

○福祉課長（小宮好徳）

続きまして、障害児通所給付費負担金でございます。こちらは児童福祉法に基づく障害児の通所給付費に関する負担金でございます。補助率が2分の1でございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、児童手当負担金でございます。中学校修了前までの児童がいる家庭に対し支給した児童手当に対する国の負担金でございます。国庫負担率につきましては、3歳児未満が45分の37、3歳児以上が3分の2でございます。

○保険健康課長（亀井知之）

一つ飛びまして、衛生費国庫負担金、養育医療費負担金でございます。未熟児養育医療費の公費負担分に対する国の負担2分の1となります。

○福祉課長（小宮好徳）

続きまして、2項の国庫補助金でございます。障害者自立支援事業費等補助金、地域生活支援事業費補助金でございます。こちらは訪問入浴サービスや移動支援等でございます。補助率が2分の1でございます。

その下の臨時福祉給付金給付事業費補助金でございます。臨時福祉給付金事務費補助金でございます。こちらは臨時福祉給付金に対する事務費の補助金で、補助率は10分の10でございます。臨時福祉給付金給付費補助金、こちらは給付事業費補助金ということで、補助率10分の10でございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金の関係でございます。子育て世帯臨時特例給付金事務費補助金でございます。こちらにつきましては、子育て世帯臨時特例給付金の給付に係る事務費に対する補助金でございます。補助率10分の10という形でございます。

続きまして、子育て世帯臨時特例給付金給付費補助金でございます。こちらも同様に給付金のこちらは給付に係る事業の補助金でございます。補助率は10分の10でございます。

続きまして、保育緊急確保事業補助金でございます。こちらについては、子育て支援の関係の事業に対する補助金でございます。対象になる事業は、子育て支援拠点事業、それから一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、保育士等処遇改善臨時特例事業、認可化計画保育施設運営費補助事業の計7事業に対する補助でございます。

○保険健康課長（亀井知之）

続いて、衛生費国庫補助金、疾病予防対策事業費等補助金でございます。がん推進事業の受診に伴う検診委託費用及び検診手帳やクーポン券作成費用等の補助2分の1になります。

○街づくり推進課長（山口一夫）

続きまして、土木費国庫補助金、都市計画費補助金、社会資本整備総合交付金でございます。

地域の住宅政策の実施に伴う事業に対する補助金でございます。あわせて住宅資金利子補給事業・防犯対策設備設置事業・防災行政無線整備事業、これは補助率45%でございます。また、狭あい道路整備事業につきましては、補助率50%でございます。

次に、2、街路交通調査費補助金でございます。駅前通り線周辺地区まちづくり基本調査業務委託に対する補助金でございます。補助率3分の1でございます。

次に、道路橋りょう費補助金、社会資本整備総合交付金でございます。道路を中心とした基盤整備及び関連するインフラ整備事業に対する交付金でございます。基幹事業として、開成駅東口改修設計業務、町道204号線測量業務、町道109号線舗装工事、十文字橋等橋りょう補修詳細設計業務、町道201-2橋修繕工事、補助率は55%でございます。

次に、社会資本整備総合交付金の繰越明許費繰越分でございます。こちらも道路を中心とした基盤整備及び関連するインフラ整備事業に対する交付金の平成25年度の繰越事業でございます。具体的に言いますと、源治橋の拡幅設計業務でございます。補助率は55%でございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、三つ飛びまして、教育費国庫補助金、幼稚園費補助金、幼稚園就園奨励費補助金でございます。こちらについては、保護者の所得状況に応じて、経済的負担を軽減すること等を目的に、公・私立の幼稚園に通うご家庭に対して、就園奨励事業を実施しておりますが、その事業に対する国が一部負担するという補助制度でございます。補助率は3分の1という形でございます。

○企画政策課長（岩本浩二）

続きまして、6目、総務費国庫補助金でございます。地域消費喚起・生活支援型交付金、地域における消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援を推進するための交付金でございます。プレミアム付商品券発行事業費に充当。補助率10分の10。こちらにつきましては、平成27年度の繰越明許事業となっております。

続きまして、2、地方創生先行型交付金でございます。地方版総合戦略の策定及び地方版総合戦略策定に先行して行う事業を実施するための交付金でございます。総合戦略策定事業費、定住プロモーション事業費及び子育て環境充実事業費に充当してございます。補助率10分の10で、こちらにつきましても、平成27年度繰越明許事業となっております。

○産業振興課長（井上 新）

三つ飛びまして、農林水産業費委託金、農業者年金事務費委託金でございます。

こちら、恐縮ですけれども、農業者年金受給者数11名となっておりますが、昨年1名お亡くなりになりました関係で10名という形でご訂正をお願いいたします。

歳出の45ページにも同様な形で載ってございますけれども、そちらも10名という形でございます。失礼いたしました。

こちらは農業者年金の業務委託金でございます。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きます、コミュニティ・スクール推進事業委託金でございます。こちらにつきましては、文部科学省の研究指定を受けまして、コミュニティ・スクール、学校運営協議会の制度の推進に係る委託金でございます、10分の10いただいております。以上です。

○議長（茅沼隆文）

お待ちください。本日はここまでとして、明日8日は本日に引き続いて、認定第1号 決算認定について（一般会計）から順次細部説明を行います。

なお、ここで国庫支出金までが終わりましたので、明日は県支出金から始めることとなります。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時50分 散会